

令和6年1月11日

各 位

社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会  
(印 章 省 略)

「令和6年 能登半島地震災害救援募金」のご協力について(お願い)

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は本会事業の推進にご協力いただき誠にありがとうございます。

令和6年1月1日に発生した能登半島を震源とする地震により大きな被害がでています。

神戸市社会福祉協議会では、この地震による被災者を支援するため下記のとおり「令和6年能登半島地震災害救援募金」を実施しております。

当募金は、株式会社みなと銀行と本会との間で締結した協定に基づくご協力により、振込みの一部取扱について手数料が免除されます。

皆さま方からお寄せいただきました募金は日本赤十字社が実施する「令和6年能登半島地震災害義援金」へ寄付します。日本赤十字社では、寄せられた義援金を、被災地の方々の生活を支援するため、被災都道府県が設置する義援金配分委員会へ全額送られます。

みなさまの温かいご協力をお願いいたします。

## 記

### 1.概 要

募 金 名 称 令和6年 能登半島地震災害救援募金

募 金 使 途 日本赤十字社が実施する「令和6年能登半島地震災害義援金」へ寄付

募金口座開設期間 令和6年1月10日(水)～令和6年3月29日(金)

### 2.寄付の方法

(1)口座振込—みなと銀行本店・支店・出張所の窓口、ATM、及びみなとダイレクトバンキングでのお振込お手続きでは、**振込手数料が無料**となります。

※硬貨での振込については、規定枚数以上は、硬貨入金整理手数料が別途必要になりますので、こちらはご負担をお願いします。

【振込先】 みなと銀行 神戸駅前支店

普通口座 1637003

コウベシヤキョウ サイガイキョウエンボキン エー  
神戸市社協 災害救援募金 A

(2)募金箱設置（令和6年1月5日設置済）

神戸市役所11号館1階インフォメーション前・各区社会福祉協議会（各区役所内）窓口・  
こうべ市民福祉交流センター・神戸市立総合福祉センター・こべっこランドに募金箱を設置し  
ています。

- ※1 寄付に関して領収書が必要となる場合は、振込によりお手続きいただき、別添チラシの裏  
面「災害救援募金寄付申込書」に所定事項をご記入のうえ、FAXで本会までお送りくだ  
さるか、チラシ記載の二次元コードより必要事項ご入力ください。
- ※2 広報チラシの窓口等での配架につきましてご協力いただける場合は、下記までご連絡を  
お願いいたします。

3.その他

- ・当募金への個人または法人からのご寄付については寄付金控除の対象となります。（所得税法第  
78条第2項第3号、法人税法第37条第4項該当）領収書が必要な方は、必ず銀行振込にてご  
寄付をお願いします。また、必ず裏面の「災害救援募金寄付金申込書」を本会までお送りくだ  
さい。
- ・当募金の実施に関して生じる事務費（振込手数料等）は寄付金から支出させていただきますの  
で予めご了承ください。

<連絡先> 社会福祉法人 神戸市社会福祉協議会 地域支援部（担当：瀬川、禰宜田）  
TEL：078-271-5317 FAX：078-271-5366 E-mail：[thankyou@with-kobe.or.jp](mailto:thankyou@with-kobe.or.jp)